

(別紙5)

霧島市立医師会医療センター建設工事に係る施工予定者選定公募型プロポーザル

見積要項書

- 1 本見積要項書は、技術協力業務期間及び施工期間を通じて適用するものとする。
- 2 発注図等
 - (1) 発注図等は、発注図図書リストのとおりとする。
 - (2) 発注図等は、相互に補完するものとする。ただし、発注図等の間に相違がある場合の優先順位は、次の順番のとおりとする。
 - ① 追加指示書
 - ② 質問回答書
 - ③ プロポーザル実施要項関連資料
 - ④ 工事請負契約書、工事請負約款
 - ⑤ 見積要項書（本書）
 - ⑥ 発注図等
 - ⑦ 標準仕様書群等
 - (3) 本書に記載のない事項については、以下に示す標準仕様書群等による。標準仕様書群等は最新のものを使用すること。（標準仕様書群については、各プロポーザル参加者にて準備すること。）
 - 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
 - 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
 - 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
 - 建築工事標準詳細図（国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課）
 - 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
 - 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
 - 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
 - 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
 - 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
 - 建築物解体工事共通仕様書・同解説（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
 - 官庁施設の基本的性能基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部 監修）
 - 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
 - 官庁施設の環境保全性基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
 - 官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）

建築設計基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課）
建築構造設計基準（同資料）（国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課）
建築設備計画基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課）
建築設備設計基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課）
建築工事設計図書作成基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課）
建築設備工事設計図書作成基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課）
構内舗装・排水設計基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課）
敷地調査共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
建築工事における建設副産物マニュアル（国交省大臣官房官庁営繕部設備・環境課営繕環境
対策室）
建設副産物適正処理推進要綱（設副産物リサイクル広報推進会議）
建築設計業務等電子納品要領（国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課施設評価室）

3 事業スケジュール

事業スケジュールについては、別紙6_建設工事マスタースケジュールのとおりとする。

4 工事費支払条件

工事費の支払いは、霧島市工事請負契約約款第33条、第35条、35条の2、第38条、第38条の2および債務負担行為に係わる契約の特則第40条、第41条、第42条に基づき下記のとおりとする。

- ・第1回 令和4年度分 前金払
契約金額の令和4年度出来高予定額の4割以内。
- ・第2回 令和5年3月末出来高の部分払
契約金額の令和4年度出来高予定額を限度とし、かつ予算の範囲内で支払うことができる。
- ・第3回 令和5年度分 前金払
契約金額の令和5年度出来高予定額の4割以内。
- ・第4回 令和5年度分 中間前金払
契約金額の令和5年度出来高予定額の2割以内とし、中間前金払を支出した後の前金払の合計は10分の6を超えてはならないものとする。
- ・第5回 令和6年3月末出来高の部分払
契約金額の令和5年度出来高予定額を限度とし、かつ予算の範囲内で支払うことができる。
- ・第6回 令和6年度分 前金払
契約金額の令和6年度出来高予定額の4割以内。

・第7回 令和6年度分 中間前金払

契約金額の令和6年度出来高予定額の2割以内とし、中間前金払を支出した後の前金払の合計は10分の6を超えてはならないものとする。

・第8回 完成検査合格後、精算払

※各年度の工事出来高については、工事契約前に施工予定者と協議し決定するものとする。

※前金払・中間前金払は10万円単位とし、かつ予算の範囲内で支払うことができる。

5 官公署、その他への手続

- (1) 確認申請の作成及び手続（昇降機設備工事を除く。）は、設計者で行う。その他、中間検査、完了検査及び使用承認申請、施工に必要な諸手続、仮設用電力及び給排水の引込み手続、道路その他第三者管理の土地使用の手続等は、一切受注者で行い、その費用を負担する。ただし、確認申請等の手数料は、発注者負担（鹿児島県手数料条例による額を上限とする。）とする。
- (2) 着工後、引渡までの電力、ガス、上下水道については、基本料金、使用料金ともに受注者負担とする。また引込負担金については、給水負担金及び電力（予備線及び予備電源線）の供給に伴う工事費負担金は発注者の負担とする。
- (3) 受注者は、工事着手に当たって近隣に対して挨拶、及び工事説明会を行うこと。また工事に伴う近隣対策、苦情処理などについては、一切、受注者において処理、解決し、その費用を負担する。なお、テレビ電波障害について、事前調査を行うこと。工事に起因すると思われるテレビ電波障害は、対策等を含め、受注者負担とし、建築物による、テレビ電波障害対策は発注者負担とする。

6 共通仮設工事の見積条件

発注図の共通特記仕様書による。

7 支給材料及び貸与品

なし

8 式典費用

諸式典及びその費用負担は、次表のとおりとする。

式典	費用負担者	摘要
起工式	受注者	式典に係る費用一式を共通仮設に見込むこと。なお、直会を行わない。発注者側の出席者として100名程度を想定すること。
竣工式	発注者	発注者にて式典・内覧会等を実施する場合には、設営などに協力すること。

9 別途契約の関連工事との調整（本見積要項書に示す内容の他、発注図の共通特記仕様書による。）

(1) 別途契約の関連工事への協力

- ① 受注者は、別途契約の関連工事（以下「別途工事」という。）で本工事と密接に関連する事項や工程管理、安全管理の調整に協力すること。また、当該工事業者に対して、統括安全衛生管理義務を負うこと。
- ② 受注者は、上記に伴い、必要に応じて共用で使用可能な仮設物などの便宜を供与する等その施工へ協力すること。なお、これらに要する費用（現場共益費）の負担については、仮設物は受注者の負担とし、仮設物以外は、発注者、受注者と当該工事の受注者とが協議することとするが、それ以外の賦金の請求は一切禁止とする。

(2) 別途工事

別途工事は下記を想定している。工事区分詳細は発注図に記載の通りとする。

- ・医療機器、什器備品工事
- ・カーテンブラインド工事
- ・厨房機器工事
- ・機械警備工事
- ・コンビニエンスストアの什器備品工事
- ・ATM移設工事

10 技術協力業務期間以降の設計変更の取扱い

- (1) 原則として実施設計図書に基づく変更範囲のみを増減し、総数量の精算は行わないものとする。
- (2) 発注者からの変更指示及び予見不可能な事由に起因する変更並びに社会経済情勢の変化による合意金額の変更については、別途協議するものとする。なお、協議におけるリスク負担・分担はプロポーザル実施要項「XII. 6. リスク負担・分担」の通りとする。

11 工事請負契約後の設計変更への協力（本見積要項書に示す内容の他、発注図の共通特記仕様書による。）

- (1) 受注者は、工事請負契約以降の設計変更業務に協力すること。
- (2) 技術協力業務以降に受注者提案により採用されたVE提案に基づく実施設計図面、計算等の修正は、受注者の業務とする。

12 受注者の業務（本見積要項書に示す内容の他、発注図の共通特記仕様書による。）

(1) 総合図の作成

受注者は、躯体図作成前に意匠、構造、電気、衛生、空調、昇降機等の工事を含めた総合図を作成し、総合調整したうえで発注者、監理者の承認を得ること。

(2) モデルルームの建設

発注図の特記仕様書のとおりとする。

(3) モックアップ等の作成

発注図の特記仕様書のとおりとする。

(4) 工事中及び完成建物引渡し時の注意事項

- ① 完成図及び完成書類は、受注者の管理の元で作成し、発注者、監理者の検査を受けること。完成図は工事完成時に提出すること。
- ② 建物引渡し前には発注者、施設管理者、施設使用者に対して、建物及び諸設備の取扱説明書を提出の上取扱説明を行い、施設使用に支障のないように引渡しを行うこと。
- ③ 本工事期間中、パンフレット、案内用図面の作成、写真撮影等について発注者に協力すること。
- ④ 引渡し前に発生する引越しに関する打合せや現地確認に協力すること。

(5) メンテナンス、アフターフォロー対応

- ① 引渡日の概ね3か月前から順次、発注者が定める完成後の施設管理者に対して、完成後の建物、設備の稼働に支障がないように引継ぎを行うこと。
- ② 引渡日の翌日から6か月間は、建物及び諸設備に関する技術員との連絡が可能な状態とし、発注者及び施設管理者が円滑に建物管理を行えるように協力すること。
- ③ 空気調和設備については、夏期及び冬期の使用開始前に建物管理者と協議し、再調整を行うこと。

(6) 工事中に実施される見学会への協力

受注者は、工事中に実施される発注者等主催の現場見学会に協力すること。

13 施工条件及び留意点

(1) 施工条件について

- ① 作業日は、原則として4週8休とする。工程上やむを得ず、早出、残業、休日、夜間作業を行う場合は、事前に書面にて監理者等に通知し、承認を得ること。ただし、臨機の措置を実施するために、本工事の遂行が必要な場合はこの限りではない。この場合、受注者は速やかに監理者等に通知すること。また、近隣対応等の状況によっては、作業日等は変更になる場合がある。

(2) 施工計画について

- ① 受注者は、別途工事業者及び関連工事業者と連携しながら、工事間の取り合いを確認、調整し、工程その他に影響がないように会議、打合せを主催すること。また、会議、打合せがあった時は、受注者にて議事録を作成し、監理者等に提出すること。
- ② 仮囲いは敷地全周とし、工事車両出入口には交通誘導員等を配置して、通行人の安全を図るとともに、交通障害が起これないように配慮の上、受注者にて対応すること。
- ③ 技術協力業務期間中は、E C I対象範囲を含む全工事ステップについて十分な安全性を考慮し関係者と協議の上、最善の仮設計画を策定、実施すること。また、改修工事範囲に

については、工事に起因する感染症（アスペルギルス症）の対策を踏まえた仮設計画の検討及び実施設計図の技術的確認及び検討を行うこと。

- ④ 技術協力業務期間中には設計者とともに既存手術室等の調査を行い、運用への影響を最小限に抑えた改修計画（改修ステップの作成）の立案に協力すること。

(3) 近隣対応について

- ① 本工事において近隣住民、近隣店舗に迷惑、悪影響を及ぼすことがないように、騒音、振動、粉塵飛散防止、臭気対策、災害防止、交通対策、清掃、セキュリティーには十分配慮すること。なお、建設用機械については、低騒音、低振動の物を使用すること。また、現場入退出管理、侵入防止は機械警備など万全の設備を施すこと。
- ② 工事の騒音、振動については、公害防止条例その他諸官庁の規則を守り、騒音、振動が出る恐れのある工事、夜間に行う工事、通行人、近隣住民及びその他関係者に対して影響があると考えられる工事については、事前にスケジュール等を調整の上、受注者が近隣住民及び関係者に作業1週間前までに周知し、トラブルがないように施工すること。なお、振動騒音については常時モニタリング可能な状態とし、万全の設備を施すこと。
- ③ 本工事に伴う近隣住民及び第三者への対策、対応については、該当工区の受注者の責任において処理、解決し、その費用を負担すること。
- ④ 近隣家屋調査（事前・事後）を実施すること。（院長宿舎1箇所（外部・内部））

14 建設副産物の発生抑制と再生材の利用

- (1) 本工事に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）、資源の有効な利用の促進に関する法律（以下「リサイクル法」という。）及び建設副産物適正処理推進要綱、建設工事に係る資材の再資源化に関する法律（建設リサイクル法）に基づき、建設副産物の発生の抑制に努め、積極的に再資源化の促進及び再生資材の利用を図ること。
- (2) 受注者は、リサイクル法に基づく国土交通省令による一定規模以上に該当する場合は、再生資源利用計画書、実施書、及び再生資源利用促進計画書、実施書を作成して発注者、監理者に提出すること。

15 建設副産物の適正処理

- (1) 本工事で発生した建設廃棄物は、廃棄物処理法及び建設副産物適正処理推進要綱に基づき、受注者の責任において適正に処理すること。
- (2) 受注者が建設廃棄物の処理委託（収集、運搬、処分等）を行う場合は、収集運搬、処分業者との間で書面による委託契約を締結すること。その際は、廃棄物処理法に基づき、産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を含む。）管理票（マニフェスト）を使用し、適正に処理すること。（各種許可書、処理証明書、処理台帳、回収証明書等）

(3) 受注者は、建設廃棄物の処理について、計画書及び実施書を事前に作成して、発注者、監理者に提出すること。

(4) マニフェストによる処理結果は、一覧表を作成して発注者、監理者に提出すること。

(5) 産業廃棄物の処理方法については、各地方自治体の条例を遵守すること。

16 予備品

発注図の通りとする。ただし、発注図に項目のないものについては適宜見込むこと。

17 提出書類

下記記載のないものについては、発注図の通りとする。

(1) 工事期間中の報告書類

- ① 工事報告書（月 1 回：出来高含む）
- ② 定点写真（月 1 回撮影）
- ③ 工事記録写真（週 1 回）
- ④ 近隣および病院関係者への報告書（適宜）
- ⑤ その他、発注者が必要とするもの

(2) 完成時の提出書類

発注図による。

18 その他

上記記載のないものについては、発注図の通りとする。